

このデータ処理補足契約書(以下「DPA」といいます。 )および該当する DPA 別表は、お客様および Kyndryl が本契約にて合意したサービス(以下「サービス」といいます。 )を提供する際に、お客様に代わり Kyndryl が行う EU 一般データ保護規則 2016/679(以下「GDPR」といいます。 )または [www.kyndryl.com/terms/dpl](http://www.kyndryl.com/terms/dpl) 記載のその他のデータ保護法令(以下総称して「データ保護法」といいます。 )の対象となる「個人データ」(以下「お客様個人データ」といいます。 )の「処理」に適用されます。各「サービス」に対する DPA 別表は、本契約または該当する個別の契約書(または TD)に規定されます。DPA は本契約の一部を構成するものとします。DPA で使用されている用語のうち定義されていないものは、該当する「データ保護法」において定義された意味を有します。記載された条件に矛盾がある場合、DPA 別表は DPA に優先し、DPA は本契約のその他の部分に優先します。

## 1. 処理

- 1.1 お客様は、(a)「お客様個人データ」の「管理者」であるか、または(b)他の「管理者」の代わりに「処理者」の役割を果たし、DPAの規定に従ってお客様の復処理者である Kyndryl が「お客様個人データ」の「処理」を行うことに同意するよう、当該「管理者」から指示を受け、かつその許可を得ています。お客様は、Kyndryl を「お客様個人データ」の「処理」を行う「処理者」として指名します。その他の「管理者」がいる場合、お客様は、DPA 別表の規定に基づき、その他の「管理者」の「個人データ」を提供する前にかかるその他の「管理者」をすべて特定し、Kyndryl に通知するものとします。
- 1.2 「データ主体」のカテゴリー、「お客様個人データ」の種類、「個人データ」の「特殊カテゴリー」および処理活動の一覧は、「サービス」に適用される DPA 別表に記載されます。DPA 別表に別途規定がある場合を除き、「処理」の期間は「サービス」の期間に対応します。「処理」の目的および主旨は、本契約に記載された「サービス」の提供です。
- 1.3 Kyndryl は、お客様の文書化された指示に従い、「お客様個人データ」の「処理」を行います。「お客様個人データ」の「処理」についてお客様が指示する範囲は、本契約により定義され、また該当する場合には、お客様およびお客様の許可を受けたユーザーによる「サービス」の機能の使用および構成により規定されます。お客様は、第 10.2 項の規定に基づき「お客様個人データ」の「処理」に関して法令で求められるその他の指示(以下「追加指示」といいます。 )を行うことができます。Kyndryl がお客様に対し、「追加指示」は実施が現実的ではないと通知した場合、両当事者は代替案を特定するために協力するものとします。Kyndryl が「追加指示」も代替案も実施が現実的ではないと通知した場合、お客様は本契約の該当条件に従い影響を受ける「サービス」を解約することができます。指示が「データ保護法」に違反すると Kyndryl が判断した場合、Kyndryl は速やかにお客様に通知し、お客様にかかる指示を修正するか、またはかかる指示が法令を遵守している旨を書面により確認するまで、かかる指示の履行を中断することができます。
- 1.4 お客様は、Kyndryl に対する単一の連絡窓口の役割を果たすものとします。その他の「管理者」が Kyndryl に対して特定の直接的な権利を有する場合、お客様は、かかる「管理者」に代わりすべての該当権利を行使し、かつ、その他の「管理者」から必要なすべての許可を取得するものとします。Kyndryl は、Kyndryl がお客様に情報または通知を提供した時に、その他の「管理者」に対し当該情報を提供または通知する義務から免除されるものとします。同様に、Kyndryl は、DPA に基づく「処理者」としての自己の義務に関して、お客様に対する単一の連絡窓口としての役割を果たします。
- 1.5 Kyndryl は、「サービス」の「処理者」として、「処理者」に適用されるすべての「データ保護法」を遵守します。Kyndryl は、お客様の事業に適用される法令もしくは規制の要件の判断、またはかかる法令もしくは規制の要件が「サービス」が満たしているかの判断を行う責任を負いません。両当事者間において、お客様は、「お客様個人データ」を「処理」することの適法性に責任を負います。お客様は、適用される「データ保護法」に違反する形で「サービス」を使用しないものとします。

## 2. 技術的および組織的措置

- 2.1 お客様および Kyndryl は、Kyndryl が Kyndryl の責任範囲のリスクに対する適切なセキュリティー・レベルを確保する、該当する DPA 別表に定められた技術的および組織的措置(以下「TOMs」といいます。 )を実装し、維持することに同意します。TOMs は、技術的進捗および将来の開発の影響を受けます。従って、Kyndryl は、「サービス」の機能性およびセキュリティーが低下しない範囲で、TOMs を修正する権利を留保します。

## 3. データ主体の権利および要請

- 3.1 Kyndryl は、「お客様個人データ」に関して、Kyndryl に対して直接行われた「データ主体」の権利行使としての要請(例えば、データの修正、削除およびブロッキング)をお客様に通知します。お客様は、「データ主体」のかかる要請を処理する責任を負うものとします。Kyndryl は、第 10.2 項に従い、かかる「データ主体」の要請の処理を合理的に支援します。

- 3.2 「データ主体」が自らの「データ主体」としての権利の侵害を理由として Kyndryl に直接請求を行った場合、Kyndryl が当該請求についてお客様に通知し、当該請求の防御と解決において Kyndryl と協力する機会をお客様に与えた場合に限り、お客様は、かかる請求に起因する費用、手数料、損害、経費または損失について Kyndryl を補償します。お客様は、Kyndryl が DPA および各 DPA 別表に基づく自らの義務に違反したことに起因する「データ主体」の権利の侵害を理由とする「データ主体」の請求の結果としてお客様に生じた損害の補償を、本契約の条件に従って Kyndryl に請求することができます。

#### 4. 第三者の要請および機密保持

- 4.1 Kyndryl は、お客様より許可を得た場合または法律により要求される場合を除き、いかなる第三者にも「お客様個人データ」を開示しません。政府または「監督機関」が「お客様個人データ」へのアクセスを要求した場合、Kyndryl は開示前にお客様に通知します。ただし、かかる通知が法令により禁じられている場合はこの限りではありません。
- 4.2 Kyndryl は、「お客様個人データ」を「処理」する権限が与えられたすべての従業員に対し、機密保持義務を確約させ、かつ、お客様の指示に基づく場合または適用法により要求される場合を除き、他の目的のために当該「お客様個人データ」を「処理」しないことを求めます。

#### 5. 監査

- 5.1 Kyndryl は、以下の手順に従い、お客様またはお客様から委託を受けたその他の監査人による監査(検査を含みます。)を許可し、それに協力するものとします。
- お客様が書面で要求する場合、Kyndryl は、DPA 別表に定められた範囲に限り、お客様またはお客様から委託を受けた監査人に、TOMs の有効性を定期的にテスト、査定および評価するために Kyndryl が取得した最新の認証または監査報告の要約を提供します。
  - Kyndryl は、TOMs についてのお客様の理解を深めるのを支援するために、TOMs に関して利用可能な追加情報を提供することにより合理的にお客様に協力します。
  - お客様の、もしくは他の「管理者」の監査義務、または「監督機関」の要求を遵守するためにお客様がさらなる情報を必要とする場合、お客様は、Kyndryl がかかる情報を提供する、または、かかる情報へのアクセスを付与することができるよう書面で Kyndryl に通知します。
  - 適用法により課せられた監査権をその他の方法で行使できない場合または両当事者が明示的に合意した場合に限り、法的に権限を付与された機関(お客様の事業を監督する監督官庁など)、お客様、またはお客様から委託を受けた監査人のみが、通常の営業時間内に、Kyndryl の事業の中断を最小限に抑える方法で、「サービス」を提供するために使用する Kyndryl 施設の現地視察を実施することができます。ただし、当該視察は、Kyndryl のその他のお客様に及ぶリスクを低減するために、かかる訪問の時期の調整を条件とし、また監査手順に従って行うものとします。

お客様から委託を受けたその他の監査人は「サービス」に関して Kyndryl と直接的に競合する会社ではないものとし、かつ、機密保持義務に拘束されるものとします。

- 5.2 各当事者は、第 5.1 項第 a. 号および第 b. 号に関して、自己に生じた費用を負担します。それ以外の場合は、第 10.2 項が適宜適用されます。

#### 6. お客様個人データの返却または削除

- 6.1 本契約の解約または期間満了後、Kyndryl は、適用法でその他の方法による処理が要求される場合を除き、該当する DPA 別表の規定に従い、自己の保有する「お客様個人データ」を削除または返却します。

#### 7. 復処理者

- 7.1 お客様は、「お客様個人データ」を「処理」するために Kyndryl がその他の「処理者」(以下「復処理者」といいます。)に再委託することを承諾します。最新の「復処理者」の一覧は、該当する DPA 別表に記載されています。Kyndryl は、該当する DPA 別表に記載された「復処理者」を追加または変更する場合、お客様に事前に通知します。お客様は、Kyndryl による当該変更予定の通知から 30 日以内に、かかる「復処理者」の追加がお客様に適用される法的要件への違反を生じさせ得ることを根拠に当該追加に異議を申し立てることができます。お客様の異議申し立ては書面で行われる必要があり、お客様の具体的な異議申し立ての理由およびリスクを軽減する選択肢がある場合にはその選択肢を含めるものとします。お客様がかかる期間内に異議の申し立てを行わない場合、それぞれの「復処理者」は、委託に基づき「お客様個人データ」を「処理」することができます。Kyndryl は、承認された「復処理者」が「お客様個人データ」の「処理」を開始する前に、当該「復処理者」に DPA に規定されたものと実質的に同等かつそれを下回らないデータ保護義務を課すものとします。
- 7.2 お客様が「復処理者」の追加に正当な異議を申し立て、Kyndryl がお客様の異議に合理的に対応することができない場合、Kyndryl はお客様にその旨通知します。お客様は、本契約の定めに従い、影響を受ける「サービス」を解約す

ることができます。それ以外の場合、両当事者は、紛争解決プロセスに従って実行可能な解決策を特定するために協力するものとします。

## 8. 域外でのデータ処理

8.1 「データ保護法」に準じた十分なレベルの保護を提供していない国（以下「非十分国」といいます。）に「お客様個人データ」を移転する場合、該当する「データ保護法」への適合性を確保するため両当事者は以下の条項に定める協力をするものとします。お客様がこれらの対策が法的要件を満たすのには不十分であると判断した場合、お客様は Kyndryl に通知し、両当事者は協力して代替案を特定するものとします。

8.2 本契約を締結することにより、以下が行われます。

- a. Kyndryl が「十分国」を拠点とする場合、Kyndryl は、それぞれの DPA に列挙する「非十分国」を拠点とする各「復処理者」との間で、「EU 標準契約条項」（以下「EU SCC」といいます。）、モジュール 3（処理者間の移転）を締結します。
- b. お客様または Kyndryl、あるいは双方が、「非十分国」を拠点とする場合、お客様および Kyndryl は該当する DPA 別表に規定されている EU SCC を締結することになります。
- c. 「データ保護法」により十分とみなされる国を両当事者が拠点としていたために両当事者間で EU SCC は必要ではなかったが、「サービス」の期間中に Kyndryl またはお客様が拠点とする国が「非十分国」になった場合、EU SCC が適用されます。

両当事者は、各案件の状況に基づく「管理者」および/または「処理者」としての各自の役割に応じて、上記 b. 項または c. 項に基づいて適用すべき EU SCC のモジュールを判断することを了承し、当該モジュールに基づいて該当する義務を遂行するために引き受けるべき正しい役割を判断する責任を負います。

8.3 お客様は、上記 b. 項または c. 項に基づく EU SCC（同条項に起因するあらゆる請求を含みます。）について本契約に規定された条件（責任の制限を含みます。）が適用されることに同意します。各規定に矛盾がある場合、上記 b. 項または c. 項に基づく EU SCC の規定が優先するものとします。

8.4 両当事者は、EU SCC、モジュール 2（管理者から処理者への移転）またはモジュール 3（処理者間の移転）に署名したデータ輸入者が、本第 8 条に基づいて、さらに復処理者を雇用する場合には、EU SCC の第 9 (b) 項を遵守する必要があることに同意します。

## 9. 個人データ侵害

9.1 Kyndryl は、「サービス」に関して、「個人データ侵害」を認識したときは、遅滞なくお客様に通知します。Kyndryl は、「個人データ侵害」が Kyndryl のインフラストラクチャーまたは Kyndryl が責任を負う他の領域内で発生した場合、速やかに当該「個人データ侵害」の調査を行い、第 10 項の規定に従ってお客様を支援します。

## 10. 支援

10.1 Kyndryl は、お客様が技術的および組織的措置により、「データ主体」の権利を遵守するお客様の義務を履行できるよう、また「処理」のセキュリティー、「個人データ侵害」の通知および伝達、ならびに「データ保護影響評価」に関連するお客様の義務の適合性を確保できるよう支援をします。これには、必要に応じ、処理の性質および Kyndryl に提供される情報の性質を考慮した、担当「監督機関」との事前協議が含まれます。

10.2 お客様は、DPA に規定された支援を書面で要求するものとします。Kyndryl は、かかる支援または「追加指示」を履行するための合理的な範囲の費用をお客様に請求する場合があります。かかる費用は見積りに記載され、両当事者間で書面で合意されるか、本契約の該当する変更管理規定に従い合意されます。お客様が当該見積りに同意しない場合、両当事者は、紛争解決プロセスに従って実行可能な解決策を特定するため、合理的な協力を行うことに同意します。